

# 京都老舗の会（仮称）設立事業参加者公募プロポーザルのご案内

京都府では、大学等との連携により、老舗の経営哲学を研究し、事業継続を価値基準とする京都企業モデルの創出と普及啓発を図るため、「京都老舗の会（仮称）」を設立するとともに国内外への情報発信を内容とする「京都老舗の会（仮称）設立事業」を実施することとしております。

このため、下記のとおり参加者の公募プロポーザルを行いますので、内容や応募に必要な手続についてご案内いたします。

## 記

### 1 業務概要

- (1) 業務名 京都老舗の会（仮称）設立事業
- (2) 事業内容 大学等との連携により、老舗の経営哲学を研究し、事業継続を価値基準とする京都企業モデルの創出と普及啓発を図るため、「京都老舗の会（仮称）」の設立及び国内外への情報発信
- (3) 事業期間 契約締結日（平成23年12月を予定）～平成24年3月
- (4) 開催場所 京都市内等
- (5) 予算額 100万円（消費税込み）

### 2 委託業務の内容

- (1) 設立総会の開催（交流会、シンポジウムの開催を含む）
- (2) ホームページの制作運営
- (3) その他、会の運営を円滑に行うために必要な事務

### 3 プロポーザルの企画書提出者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 京都府から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 京都府税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 第2条に規定する事業に関連する業務の受託実績を有すること。

### 4 公募プロポーザルの流れ

- (1) 参加表明 企画書の提出をもって参加表明とします。
- (2) 委託候補者の選定 委託候補者の選定に係る評価基準により、選定委員会において本業務を委託するにふさわしい者を選定し、その者と委託契約を締結します。
- (3) 選定の可否 参加表明者には、選定の可否を書面をもって通知します。

## 5 評価基準

- (1) 行政目的を理解し合目的かつ合理的な企画能力
- (2) 強力なアピール性による情報発信力
- (3) 産学公連携による運営体制確立のための調整能力
- (4) 高度な独創性を有する事業展開力
- (5) 費用対効果を最大限考慮した効率的な運営能力

## 6 提出書類 (A4判・様式任意)

| 区分    | 部数 | 内容   |
|-------|----|--|
| 企画書   | 8部 | 設立趣旨、構想、計画、予算、体制、スケジュール等がわかるもの   |
| 見積書   | 1部 | 経費内訳及び積算がわかるもの   |
| 納税証明書 | 1部 | 府税、法人税、消費税、地方消費税の滞納がないことがわかるもの   |
| 営業経歴書 | 1部 | 営業内容、営業年数、従業員数、担当部署・担当者氏名連絡先等がわかるもの  |
| 実績調書  | 1部 | 過去の関連事業等の取引実績がわかるもの  |
| 会社概要  | 1部 | 理念、創業年度、代表者氏名、所在地、資本金、事業年度主要事業内容、事業所展開、役員体制、従業員数、経営状況(売上高、生産量等財務指標)、沿革がわかるもの |

## 7 企画書等の提出期限及び提出先、提出方法

期限：平成23年12月2日(金曜日)午後5時(必着)

場所：京都府商工労働観光部染織・工芸課生活産業担当

方法：持参に限る

## 8 選定業者の取り消し

企画提案が次の各号に該当する場合は、選定を取り消すことがあります。

- (1) 参加資格要件のない者が企画書を提出した場合
- (2) 資格確認資料又は企画書に虚偽の内容が記載されていた場合

## 9 その他

提出された書類は返却いたしません。企画提案に必要な費用は、提案される者の負担といたします。

## 10 問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
(京都府庁2号館3階)

京都府商工労働観光部染織・工芸課生活産業担当

担当：浅野主査

電話番号 075-414-4864 F A X 075-414-4870

Email i-asano87@pref.kyoto.lg.jp